

(案)

(課税事業者用)

物 品 供 給 単 価 契 約

物品の供給に関し、注文者 沖縄県知事 玉城 康裕 (以下「甲」という。)と
供給者 (以下「乙」という。)は、次の事項により契約を締結する。

第1条 この契約における契約品目、規格、品質及び単価は別紙内訳明細書のとおりとする。

第2条 この契約における、契約保証金額は としてする。

第3条 この契約の期間は、平成31年4月 日から平成32年3月31日までとする。

第4条 乙は、甲の注文する物品を第1条の契約単価でもって甲の指示にしたがって納入しなければならない。

第5条 甲は、前条で指示する書類(以下「注文書」という。)には納入場所、納入期限、納入品目、数量、単価及び納入代金を表示しなければならない。

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第7条 乙は、物品を納入しようとするときは規格、品質、数量について甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格と決定した場合は、乙において甲の指示する期限内に、これを良品と取替え、前項の規定に準じ再検査を受けなければならない。

3 前項の取換えによって生ずる損害はすべて、乙の負担とする。

第8条 乙は納期限までに契約物品を完納する見込みがない場合は、延期願書を納期限までに提出しなければならない。

2 甲は、前項の願い出がある場合は、契約の目的に支障がないと認める期限まで納入期限を猶予することが出来る。

3 乙は、前項の猶予期限までに契約物品を納入することができないおそれがあると認めた場合は、遅滞なくその旨を甲に通知し、この契約の履行について甲と協議しなければならない。

第9条 乙は、納入期限までに契約物品の納入を終了しないときは、遅滞日数に応じ未済部分の契約金額に対し年2.7パーセントの割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

2 甲は、前項の完納できなかった理由が、天災地変その他不可抗力によるものと認めた場合は、前項の違約金を免除することができる。

第10条 第5条の注文書による契約物品を完納したときは、乙は甲に対し物品の代金を

(案)

請求することができる。

2 乙が請求する金額は、この契約に基づき乙が発行する請求書に記載する物品の代金とする。

3 甲は、前項の規定により乙が提出する適法な請求書を受理した日から30日以内に当該物品の代金を支払わなければならない。

第11条 甲は乙が甲に支払うべき金額債務がある場合は、この契約に基づき、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、この契約の一部又は全部を解除することができる。なお、この場合沖縄県における入札参加指名を2年以内の期限で甲が相当と認める期間差止めることができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により所定の納入期限又はその猶予期限までに甲の注文する物品を完納する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第6条又は第8条1項若しくは第3項の規定に違反したとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であるとき。

ロ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(4) 前号に掲げるもののほか、乙が契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと明らかに認められたとき。

第13条 乙は、本契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

第14条 本契約において、契約期間中に消費税及び地方消費税の税率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

第15条 特約条項

1 第3条に定める期間内において単価に著しい変動があった場合は、甲乙協議のうえ改定することができるものとする。

2 この契約に関して、疑義が生じたとき及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ処理するものとする。

(案)

3 この契約に基づく甲の事務は統計課長が行うものとする。

この契約の成立を証するため、本書を2通作成し双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年 4月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事 玉城 康裕

乙